

令和6年7月31日
総務部人事課

令和5年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

職員の倫理保持については、県民の疑惑や不信を招くような行為を防止するため、令和元年12月に「福井県職員倫理規則」を制定し、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等について、その概要を公表することとしています。

令和5年度における知事部局および労働委員会事務局の状況は次のとおりです。

I. 各種届出等の状況

倫理規則では、職員の倫理保持の状況を確認するため、職員は一定の場合には届出等をすることとされており、その状況は以下のとおりでした。

(1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、自己の飲食に係る費用が1万円を超える場合は、あらかじめ倫理監督責任者に届け出ることとされています。

届出のあった飲食の件数 12件（関係団体との意見交換 等）

(2) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ倫理監督責任者の承認を受けることとされています。

申請のあった講演等の件数 205件（民間企業からの講演依頼 等）

(3) 贈与等報告書による報告の状況

管理職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとされています。

報告のあった 贈与等の件数	金銭、物品 等の贈与	講演等 の報酬	供應接待	うち閲覧請求の 対象となる件数
	30件	1件	20件	9件
				15件

※ 閲覧請求の対象となる件数は、倫理規則第12条に規定する贈与等により受けた利益または報酬支払により受けた報酬の価額が、1件につき2万円を超える贈与等報告書の件数をいいます。

2. 倫理規則に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

倫理規則に違反することを理由として懲戒処分等を行った実績はありません。

3. 職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策

- ・ 綱紀保持に関する通知等による職員の意識喚起
- ・ 公務員倫理に関する研修の実施
- ・ 公益通報制度の運用